

## 湯沢町宿泊税導入検討委員会設置要綱

### (設置)

第 1 条 湯沢町における宿泊税に関する検討を行うため、湯沢町宿泊税導入検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 宿泊税の導入に関すること。
- (2) 宿泊税を財源とした観光振興のための施策に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事項に関すること。

### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 観光関係団体等に所属する者
- (3) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を進行する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、企画観光課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する